

景観整備機構指定申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の名称
代表者氏名

景観整備機構の指定を受けたいので、景観法第92条第1項の規定により、必要書類を添えて申請します。

1 法人の種別

一般社団法人又は一般財団法人

特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人

4 指定を受けようとする区分(法第93条)

第1号	良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
第2号	管理協定に基づき景観重要建造物の管理を行うこと。
第2号	管理協定に基づき景観重要樹木の管理を行うこと。
第3号	景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共事業に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
第4号	前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
第5号	景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
第6号	良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
第7号	前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。

3 指定を受けようとする業務区域

4 景観整備機構の業務を行う事務所の名称及び所在地

5 景観整備機構の業務を開始しようとする年月日

年 月 日

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 第2条各号に掲げる書類を添付すること。
 - 3 該当する にレ印を記入してください。

別記第2号様式(第4条関係)

景観整備機構指定通知書

都計第 号指令

(住所)

(名称)

年月日申請の景観整備機構の指定は、景観法第92条第1項の規定により指定します。

年月日

北海道知事(氏名)

1 業務区分

2 業務区域

3 業務を行う事務所の名称及び所在地

4 業務を開始しようとする年月日

(建設部まちづくり局都市計画課景観係)

別記第3号様式(第3条関係)

景観整備機構票	
この標識は、景観整備機構としての指定の主要な内容と業務の内容を表示しています。	
指定の番号	北海道知事指定 都計第 号
指定年月日	年 月 日
機関の名称	
主たる事務所の住所	電話番号 ()
代表者氏名	
業務区分	
業務区域	

35 cm以上

45 cm以上

業務区分欄には、景観法第93条各号における区分のうち、指定を受けた業務区分を記載すること。

景観整備機構変更指定申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の名称
代表者氏名

景観整備機構の変更の指定を受けたいので、北海道景観整備機構指定要領第6条の規定により、必要書類を添えて申請します。

1 変更の指定を受けようとする区分(法第93条)

変更前		変更後
第1号	良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。	
第2号	管理協定に基づき景観重要建造物の管理を行うこと。	
第2号	管理協定に基づき景観重要樹木の管理を行うこと。	
第3号	景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共事業に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。	
第4号	前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。	
第5号	景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。	
第6号	良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。	
第7号	前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。	

2 変更の指定を受けようとする業務区域

変更前	変更後

3 景観整備機構の業務を変更しようとする年月日

年 月 日

- 備考
- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 第2条各号に掲げる書類を添付すること。
 - 該当する にレ印を記入してください。

別記第 5 号様式（第 6 条関係）

景観整備機構変更指定通知書

都計第 号指令

（住 所）

（名 称）

年 月 日申請の景観整備機構の変更指定は、北海道景観整備機構指定要領第 6 条の規定により指定します。

年 月 日

北海道知事（氏名）

1 業務区分

2 業務区域

3 業務を変更しようとする年月日

（建設部まちづくり局都市計画課景観係）

北海道知事 様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の名称
代表者氏名

名称等変更届出書

名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更するので、景観法第 92 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地
- 2 変更しようとする年月日
- 3 変更の理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 この届出書には、変更内容を証する書類を添付すること。

年 月 日

北海道知事 様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の名称
代表者氏名

景観整備機構役員変更届出書

役員を変更するので、北海道景観整備機構指定要領第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 選任（解任）した役員の氏名、略歴
- 2 変更しようとする年月日
- 3 選任（解任）の理由

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 この届出書には、変更内容を証する書類を添付すること。
 - 3 解任の場合は、略歴の記載は不要。

別記第 8 号様式（第 10 条関係）

都計第 号
年 月 日

機構の名称
代表者氏名 様

北海道知事 （氏 名）

景観整備機構業務指導等通知書

景観法第 96 条の規定により、次のとおり指導（助言）します。

記

1 指導（助言）の内容

（建設部まちづくり局都市計画課景観係）

機構の名称
代表者氏名 様

北海道知事 （氏 名）

業務運営改善命令書

景観法第95条第2項の規定により、景観整備機構の業務の運営について、速やかに改善するよう命じます。

ついては、この命令に基づく改善計画書を 年 月 日までに提出してください。

なお、この命令に従わない時は、景観法第95条第3項の規定により、景観整備機構の指定を取り消すことがあります。

記

1 業務を適正かつ確実に実施していないと認める内容

教 示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して書面をもって異議申し立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。）
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、知事となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しを提起することができます。

（建設部まちづくり局都市計画課景観係）

年 月 日

北海道知事 様

機構の住所又は
主たる事務所の所在地
機構の名称
代表者氏名

改善計画書

景観法第 92 条第 1 項の規定により知事の指定を受けた景観整備機構の業務を適正かつ確実に実施していないので、次により改善することを誓約いたします。

なお、この改善計画書のとおり行わなかったときは、どのような処分を受けても異議のないことを申し添えます。

1 改善期限 年 月 日

2 改善方法

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

年 月 日

北海道知事 様

機構の住所又は
主たる事務所の所在地
機構の名称
代表者氏名

改善措置書

年 月 日に提出した改善計画書に基づく措置を講じたので、次により報告いたします。

また、今後は、景観整備機構の業務を適正かつ確実に実施することを誓約いたします。

1 改善措置が完了した年月日 年 月 日

2 改善内容

景観整備機構指定取消通知書

都計第 号指令

（住 所）

（名 称）

景観法第 95 条第 3 項の規定により、同法第 92 条第 1 項の指定について取り消し、北海道景観整備機構指定要領第 12 条の規定に基づき通知します。

年 月 日

北海道知事（氏名）

1 指定の取消し理由

教 示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、知事に対して書面をもって異議申し立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。）
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 カ月以内に、道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、知事となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 カ月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記 1 の異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 カ月以内に処分の取消しを提起することができます。

（建設部まちづくり局都市計画課景観係）

年 月 日

北海道知事 様

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の名称
代表者氏名

景観整備機構廃止届出書

景観整備機構の業務を廃止するので、北海道景観整備機構指定要領第 13 条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 廃止しようとする年月日
- 2 廃止の理由

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。